

契 約 書 (案)

- 1 件 名 交通管理車両 (道路パトロールカー) の賃貸借【高速6】
- 2 契 約 期 間 契約締結日 から 令和10年3月31日まで (長期継続契約)
- 3 賃 貸 借 期 間 納入検査完了日の翌日 から 60か月
- 4 賃貸借物件明細 車 名 型 式 : ●
台 数 : 1台
使用の本拠地 : 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社
仕様及び附属品 : 「交通管理車両 (道路パトロールカー) 賃貸借仕様書」
のとおり
- 5 賃 貸 借 料 月額●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●円)
- 6 支 払 方 法 等 賃貸借料支払内訳書のとおりとする
- 7 契 約 保 証 金 月額賃貸借料 (税込) に12を乗じた額の10分の1以上

この契約の締結を証するため、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年●月●日

発注者 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社
理 事 長 熊谷 鋭

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添「交通管理車両（道路パトロールカー）賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 発注者は、受注者からその所有に係る、仕様書に掲げる車両及びその附属物（以下「物件」という。）を賃借し、発注者は、その賃貸借契約代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委任等の禁止等)

第3条 受注者は、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は前項に規定にのっとり、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、次のいずれかに掲げる者に委任又は請け負わせてはならない。

(1) 発注者の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの。

(2) 発注者の指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの。

(3) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

3 受注者は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(物件の引渡し)

第4条 受注者は、発注者が指定する納入場所及び納入期限までに物件を搬入し、発注者が使用できる状態に調整を完了し、発注者に引き渡さなければならない。

(指導及び助言)

第5条 受注者は、発注者が物件を使用するために必要な指導及び助言を適宜行うものとする。

(維持管理)

第6条 受注者は、発注者が良好に物件を使用できるよう、次項及び仕様書の定めるところにより、必要な部品の交換、車両の修理及び調整等の整備を受注者の負担において行い、物件を良好な状態に保たなければならない。

2 受注者は、発注者から故障等の連絡を受けたときは、速やかにこれを修理する等適切な処置を行い、その結果について発注者に報告するものとする。

3 受注者は、発注者の承認を得たときは、第1項の全部又は一部を再委託することができる。この場合において、受注者は、再受託者との契約書に発注者の指示する条件を付さなければならない。

(管理上の注意)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第8条 受注者は、別紙「賃貸借料支払区分」記載に応じ、当該賃貸借期間に係る賃貸借料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して31日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第9条 前条の規定により発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において収入支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約の変更又は解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 第3条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (3) 受注者が第12条第5項の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができないものとする。
- 3 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、賃貸借料に12を乗じて得た額（以下「年額相当額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第12条の規定により契約保証金を納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合行為等の措置）

第11条 発注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号において「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、こ

これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、この契約を解除することができる。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。
- 4 受注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできないものとする。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、この契約を解除するか否かにかかわらず、年額相当額の10分の2に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。
- 6 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 7 前2項の規定は、この契約の終了後及び解除後も適用されるものとする。

(契約の保証)

第12条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、年額相当額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 賃貸借料の変更があった場合には、保証の額が変更後の賃貸借料の年額相当額の10分の1以上に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 受注者がこの契約について第1項第5号の履行保証保険を締結した場合において、当該履行保証保険の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が、この契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日翌日から1年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の途中で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を

締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項にいう暴力団等をいう。以下同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物件の設置又は維持管理（以下「物件の設置等」という。）に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物件の設置等の時期に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により物件の設置等に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物件の設置等の時期に関する協議を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(再契約)

第15条 発注者が、賃貸借期間満了の3か月前までに乙に対し再契約の申し込みをした場合には、発注者及び受注者協議のうえ、物件について上限を1年間とする新たな賃貸借契約を締結することができ、その賃貸借料は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(物件の返還)

第16条 発注者は、賃貸借期間が満了したとき、又は第10条第1項、第11条第1項及び第2項の規定により、この契約が解除されたときは、物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する経費は、受注者の負担とする。

(契約締結に要する費用負担)

第17条 この契約の締結に要する経費は、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第18条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契

約の終了後及び解除後も、同様とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約の履行に関し、疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。

別紙（第8条関係）

賃貸借料支払区分

1. 賃貸借期間に係る賃貸借料の支払請求について

区 分	支払請求月	支払期限
4月から 6月まで	7月	適法な請求書を受領後 31日以内
7月から 9月まで	10月	
10月から 12月まで	1月	
1月から 3月まで	4月	

2. 1か月に満たない期間の賃貸借料について

次式により算出した額（1円未満切り捨て）とする。

$$\text{月額賃貸借料} \div \text{当該月の暦日数} \times \text{賃貸借日数}$$